

Formula CFD 取引ガイド

2010/1
Ver.6.0

ドットコモディティ株式会社

当社が取扱う『Formula CFD（フォーミュラ・シー・エフ・ディー）』（Contract For Difference：差金決済契約）は、商品先物取引所のような特定の市場が存在しない店頭取引（OTC：Over The Counter）であり、商品先物市場の取引のいずれにも該当しない店頭商品デリバティブ取引となります。当社が取扱います Formula CFD は、当社とお客様との取引契約、および当社とカバー先業者との取引契約となり、お客様とカバー先業者が直接取引契約等の契約関係になることはありません。

また、Formula CFD は、預託すべき証拠金の額に比べ大きな金額でのお取引であるため、相場変動によっては損失が生ずるリスクを有しており、その損失は証拠金の額を上回ることもあり得ます。こうした相場変動リスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社およびカバー先業者の信用リスクにより損失が生ずるリスクもあります。お取引を開始するにあたっては、仕組みやリスクについて、十分ご理解をしていただき、お客様のご資金およびお取引経験を考慮したうえで、ご自身の判断と責任においてお取引を行なって下さい。

— 目 次 —

Formula CFD に関する重要説明事項

- ▶ リスクについて
 - ・ 店頭商品デリバティブ取引について
 - ・ 電子取引システムの利用リスク
 - ・ 価格変動リスク
 - ・ レバレッジによるリスク
 - ・ ロスカットルールのリスク
 - ・ 取引・注文執行リスク
 - ・ 流動性リスク
 - ・ カントリーリスク
 - ・ 信用リスク
 - ・ カバー先業者のリスク
 - ・ 財産の管理方法および預託先リスク
 - ・ 信託保全上のリスク
 - ・ 法令改正のリスク
 - ・ クーリングオフの適用について
- ▶ Formula CFD の仕組みについて
- ▶ Formula CFD の手続きについて
- ▶ ご注文について
- ▶ 取引手数料について
- ▶ 入出金・振替について
- ▶ 租税の概要について

Formula CFD に関する重要説明事項

リスクについて

当社が取扱います Formula CFD（以下、「本取引」という）は、お客様が当社に預託される証拠金の元本が保証されたものではありません。また、本取引はさまざまなリスクがありますので、以下そのリスクの概要をご説明いたします。

1. 【店頭商品デリバティブ取引について】

当社が取扱う本取引は、海外の商品先物取引所に上場している商品価格および SPOT(スポット)商品価格を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて、お取引していただきます。従いまして、当社が提示した価格は、海外の商品先物取引所に上場している商品および SPOT(スポット)商品価格を反映していますが、海外の商品先物取引所に上場している商品および SPOT(スポット)商品の取引価格を以って約定するというものではありません。

2. 【電子取引システムの利用リスク】

電子取引システムは、当社、カバー先業者、またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。また、何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は、一切の注文等の取引が行うことができないリスクがあります。電子取引システム上で表示される価格が瞬時に表示されずに価格が遅れ気味となる可能性があります。

3. 【価格変動リスク】

本取引は、海外の商品先物取引所に上場している商品価格および SPOT(スポット)商品価格を指標とし、その指標に基づき当社が提示した価格にて行なう取引であるため、本取引の価格変動によりお客様は損失が生ずるリスクがあります。従いまして、お客様が当社に預託される証拠金の元本または取引による利益が保証されるものではなく、元本割れもしくは元本を上回る損失が生ずる可能性があります。

また、本取引には値幅制限がありません。急激な価格変動により、意図しない損失が生ずる可能性があります。

4. 【レバレッジによるリスク】

本取引は、レバレッジにより通常の取引に比べ大きなリスクが伴います。実際のお取引金額に比べて投資元本である証拠金の額は小さいため、相対的に大きなポジションを持つこととなり、小さな価格変動でもお客様の損益が大きく変動することになります。そのため、価格変動によるお客様の損失を限定するため、お客様が保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは追加の証拠金を預託していただくことが必要となる場合があります。

5. 【ロスカットルールリスク】

本取引では、お客様の損失拡大を防ぐため、ロスカットルールを定めています。お客様の実質証拠金（実質証拠金とは、お客様から預託された証拠金の額に評価損益を加味した額です。）が必要証拠金（取引の際に必要な証拠金額）の60%以下となった場合、お客様のすべてのポジションを決済すべく決済注文を執行いたします。ロスカットルールは、預託された証拠金額の60%の確保を保証するものではなく、当社が執行した決済注文の約定価格により変動する可能性があります。また、土曜・日曜日をはさむ週末はリスクが大きくなり、大きな価格変動により、預託された証拠金の額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスになる可能性もあります。

注) ロスカット前のお客様への通知はございませんので、ご自身の判断でポジションに対するリスク管理を行って下さい。

6. 【取引・注文執行リスク】

注文執行条件に損失を限定させるための逆指値注文について、価格が一方向にかつ急激に変動する場合など、思わぬ急激な変動により有効に機能しないことがあります。お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図しない損失が生ずる可能性もあります。

また、過誤による無効な価格レート（以下、「インバリッドレート」という）の発生後、誤って注文執行され約定がなされた場合、当該注文の取消しあるいは修正が行われます。インバリッドレートの発生により意図しない損失が生じる可能性があります。

7. 【流動性リスク】

本取引では、常に高い流動性を確保しておりますが、急激な流動性の低下により、お客様の決済による注文執行することや新たに注文執行することができない可能性があります。また、当社が提示する売値（お客様にとっての買値）と買値（お客様にとっての売値）提示にはスプレッドがあり、流動性の低下もしくは相場の急変によってはスプレッドの幅が広がる可能性があります。

8. 【カントリーリスク】

各国における政治・経済・社会情勢の変動、テロ等により、価格の算出基準となる商品先物取引所での価格提示ができないことにより、価格を算出することができなくなります。この場合、お取引に支障がでる可能性があります。また、重要な経済指標の発表や要人の発言により大きな相場変動が発生することにより、お取引が困難または不可能になる可能性もあります。

9. 【信用リスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、当事者間の契約に基づいて取引を

行なっているため、取引の相手方の信用状況に対するリスクがあります。従いまして、お客様は当社の信用状況に対するリスクが生じるおそれがあります。

10. 【カバー先業者のリスク】

本取引は店頭商品デリバティブ取引であり、取引所取引とは異なり相対によって取引され、当社はおお客様の注文をカバー先業者に取次いでいます。カバー先業者の財務状況等の悪化や、倒産した場合には、取引価格の提示ができなくなることや注文執行等を行うことができなくなる可能性があります。

また、カバー先業者が経営破綻等に陥った場合には、お客様にとって不測の損失が生じる可能性もあります。

▶カバー先業者について

当社は、グローバル・フォレックス・トレーディング（以下、「GFT」という）をカバー先業者としています。GFTは、グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッドを母体とする外国為替部門です。

- ・母体であるグローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッドは、CFTC 米国商品先物取引委員会、ASIC 豪州証券投資委員会に登録されている金融業者です。

GFTは1997年に創設された部門であり、米国を中心に全世界100カ国以上に為替およびCFDのオンライントレードシステムの提供を行っている企業です。

11. 【財産の管理方法および預託先リスク】

お客様から預託を受けた証拠金は、日証金信託銀行にて当社の資金とは分別して管理をしています。日証金信託銀行と金銭信託契約を締結し信託保全を導入することで、万一当社が破綻した場合にも、分別管理を行っている信託財産については、信託契約の受益者代理人（当社の社外弁護士）を通じてお客様に返還されることとなります。

▶信託保全先について

当社が信託保全先としています日証金信託銀行は、日本証券金融株式会社（東証一部）を親会社（100%出資）とする信託銀行です。

12. 【信託保全上のリスク】

日証金信託銀行との信託契約では、要保全額（有効証拠金額）の計算基準日を毎日（銀行休業日を除く）とし、実際に保全している額が要保全額に対して不足している場合、基準日の翌日から起算して3営業日以内に追加信託を行います。従いまして、当社でお客様からお預りした証拠金が信託されるまでは、一定のタイムラグがあり、その間はP13に記載した銀行口座で管理されることとなります。

13. 【行為規制】

本取引は、特定商取引法の適用があります。

14. 【クーリングオフの適用について】

特定商取引法では、消費者による契約の解除「クーリング・オフ」を認めている場合がありますが、Formula CFD においては適用されません。

15. 【法令】

第 171 回通常国会において、改正商品取引所法（法律名を商品先物取引法に変更）が成立しました。したがって、Formula CFD は、改正商品取引所法の範囲で適用を受けることになります。

記載させていただきましたリスクは、本取引に伴う一般的なリスクを簡潔に説明したものであり、お取引における一切のリスクを洩れなく示したものではありません。お取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分ご理解いただくようお願い申し上げます。

Formula CFD の仕組みについて

(1) 取引の方法

当社が取り扱う Formula CFD は、インターネット専用のサービスであり、取引の方法は以下の通りです。

① Formula CFD 取扱商品

NY 金、WTI 原油、金 スポット等 32 銘柄です。(2009/12/29 時点)

注) 取扱 CFD は、予告なく増減することがあります。

② 売買単位

Formula CFD の売買単位は、1 枚です。

③ スプレッド (買値と売値の差額)

Formula CFD では、CFD ごとに、当社が提示した売値 (ASK) と買値 (BID) を同時に提示し、お客様は当社が提示した売値 (ASK) で買付け、同買値 (BID) で売付けることができます。当社が提示する売値 (ASK) は、常に買値 (BID) よりも高くなっています。

④ ポジション (建玉) の決済

保有ポジションに対する反対売買が約定した場合、ポジションの決済となります。従いまして、当社における Formula CFD ではポジションの両建 (りょうだて) はできません。

⑤ ポジション (建玉) の制限 (保有できるポジションの上限)

ポジションの制限は、原則、定めません。しかし、やむを得ない事由により、ポジションの制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく新規ポジションの停止や強制的にポジションを決済することで制限させていただきます。

⑥ ロールオーバー後の金利調整額 (オーバーナイト金利) の発生

Formula CFD の SPOT (スポット) 商品の中には、保有ポジションが当日中に決済されない場合には、金利調整額の支払いが発生するものがあります。

金利調整額が発生する Formula CFD は、「金 スポット」、「ミニ金 スポット」、「銀 スポット」が対象となります。対象商品を買付けされた場合には、金利調整額の支払いが、また売付けをされた場合には金利調整額の受け取りが発生します。

金利調整額は、LIBOR (London Inter-Bank Offered Rate の頭文字をとったもので、「ライボー」と読みます。ロンドン銀行間出し手金利であり、銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利を表しています。) を基準に当社設定の金利を加減し計算され、世界標準時 (GMT) の 22 時ごろ (日本時間の午前 7 時ごろ) に日々支払い、受け取りが行われます。

■金利調整額について（1日あたり）

・買付の場合の金利調整額

[(ポジション数量×価格×取引単位) × (LIBOR+3%)] ÷ 365 日または 360 日（イギリス、カナダ、オーストラリアでは 360 日を適用します。）

・売付の場合の金利調整

[(ポジション数量×価格×取引単位) × (LIBOR-3%)] ÷ 365 日または 360 日（イギリス、カナダ、オーストラリアでは 360 日を適用します。）

金利調整額後は、上記の計算式で求められた額に為替の評価レートに乗じた日本円での受け払いが行われます。

注) LIBOR 金利が 3%を下回った場合には、売付の場合でも金利を受け取ることができなくなります。

⑦ 「WTI 原油 スポット」「ブレント原油 スポット」について

「WTI 原油 スポット」「ブレント原油 スポット」は、「金 スポット」、「ミニ金 スポット」、「銀 スポット」と同様にスポット商品と呼ばれる取引期限が定められていない商品ですが、「金 スポット」、「ミニ金 スポット」「銀 スポット」のように現物価格を基に価格を組成しているスポット商品ではありません。

「WTI 原油 スポット」「ブレント原油 スポット」は商品先物取引所に上場している商品価格を指標とし、その指標に基づき価格を組成したスポット商品です。従いまして、指標としている「WTI 原油先物」「ブレント原油」の一番限（中心限月）が最終取引日となった場合には、限月交代による一番限の価格と次の限月の価格に差が生じるため価格調整を行います。

■価格調整額の計算

価格調整は、「WTI 原油先物」「ブレント原油」一番限最終取引日の前営業日に行われます。

例) WTI 原油 スポット (WTI 原油先物価格を基に計算します。)

11 月限最終取引日の前営業日 (NY 時間の取引終了時点) の値段を基に調整を行います。

WTI 原油 11 月限 70.00 ドル

WTI 原油 12 月限 72.00 ドル

11 月限と 12 月限の差は 2 ドル

2 ドル×100 倍×為替レート (100 円と仮定) =20,000 円を調整します。

買いポジションを保有しているお客様は、実質証拠金から 20,000 円が差引かれ、売りポジションを保有しているお客様は、実質証拠金に 20,000 円が加算されます。

⑧決済日 (受渡日)

Formula CFD の決済日 (受渡日) は取引日の翌々営業日 (2 営業日目) となります。

注) 決済日 (受渡日) が取引日の翌々営業日となるため、出金 (振替) を行う際は、取引最終日時をご確認の上、お手続きをしてください。取引 (システム) 画面上では、損益金が瞬時に反映されていますが、そのこと即、出金 (振替) が可能な額ではありません。また、取引画面上の銭の単位のご出金 (振替) は、行うことができませんのでご了承下さい。

なお、時差の関係で日本時間では3営業日目になる場合があります。

例 1.) 当日の NY 時間 15 時前にポジションを決済した場合▶翌々営業日 (2 営業日目) に反映します。

10/6 (火) NY 時間の 14 時 30 分 (10/7(水)日本時間:3 時 30 分) に決済しました。

▶

10/8 (木) NY 時間の 15 時 (10/9 (金) 日本時間:4 時) に受渡となります。

例 2.) 当日の NY 時間 15 時過ぎにポジションを決済した場合▶3 営業日目に反映します。

10/6 (火) NY 時間の 15 時 30 分 (10/7(水)日本時間:4 時 30 分) に決済しました。

▶

10/9 (金) NY 時間の 15 時 (10/10 (土) 日本時間:4 時) に受渡となります。

注) 原則、上述の対応となりますが、オペレーションの関係上、必ず、時間通りに取引 (システム) 画面に反映できるとは限りません。実際には、取引 (システム) 画面に反映されるまでには、数時間を要する場合があります。

⑨適用為替レート (コンバージョンレート)

決済取引における適用為替レートにつきましては、「取引明細報告書 兼 取引残高報告書」の「通貨交換レート」欄にてご確認することができます。1 日 1 回の更新 (毎営業日 NY 時間の 15 時頃のレートを適用し確定しています。従いまして米国標準時間 (冬時間) では日本時間の 5 時ごろ、夏時間では日本時間の 4 時ごろに確定しています。) のため、取引回数や取引時間帯により適用為替レートが変更することはありません。実際に決済した際の適用為替レートおよび為替適用後の差損益金については、「口座履歴報告書」で確認をすることができます。また、決済時に適用された為替レートによる「実質証拠金」「受入証拠金」を確認する場合は「簡易口座情報」を参照下さい。

注1) 取引（システム）画面上では、常に最新の為替レートを適用し円貨計算を行っているため、取引（システム）画面上の「受入証拠金額」と各種報告書に記載されている「実質証拠金額」が異なる場合がございます。取引（システム）画面上による確認は、前記⑧でご説明しています通り、決済日の翌々営業日（日本時間の午前8時ごろ）に行ってください。

(2) 証拠金

証拠金の種類

証拠金の種類	各種証拠金の説明
受入証拠金	お客様からお預かりしている証拠金の額
実質証拠金	実質証拠金=受入証拠金+評価損益
必要証拠金	取引する際に必要な証拠金額 必要証拠金=取引枚数×取引価格×為替レート×取引単位
使用可能証拠金	使用可能証拠金=実質証拠金-必要証拠金
証拠金率	証拠金率=実質証拠金÷必要証拠金×100
ロスカットライン	証拠金率が60%以下に達した場合
出金（振替）可能額	出金（振替）可能額 =受入証拠金-金融費用-手数料-確定損金(確定益の場合は+)-評価損-必要証拠金

①必要証拠金の変動

Formula CFDでは、必要証拠金は一定額ではありません。必要証拠金を計算する際に各商品の価格を以って計算が行われるため、相場変動により必要証拠金が増減します。一般的に価格が上昇すれば必要証拠金の額が高くなり、価格が下落すれば、必要証拠金の額は低くなります。

* 必要証拠金について、注文の際に必要な証拠金額は、買い注文の場合は、「買」値段（売り注文の場合はその反対）で計算します。また、建玉の維持の際に必要な証拠金額は、買い建玉の場合は、「売」値段（売り建玉の場合はその反対）で計算します。

②証拠金の追加差入れ

Formula CFDでは、原則として、マージンコールや追加証拠金の差入れにかかる請求はいたしません。お客さまご自身で口座状況を確認して下さい。

③金銭の引き出し（振替）

受入証拠金から「金融費用、手数料、確定損金(確定益金の場合には加算します)、未決済ポジションの評価損、必要証拠金」を差引いた金額の範囲内で、証拠金を出金(振替)することができます。また、未決済ポジションの評価益は加算されません。

出金(振替)可能額＝

受入証拠金-金融費用-手数料-確定損金(確定益の場合は+)-評価損-必要証拠金

④取扱い証拠金

当社が取扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。有価証券、外貨等で代用することはできません。

⑤ロスカットの取扱い

当社では、お客様の損失拡大を防ぐため、預託された証拠金が必要証拠金の60%以下になったとき、保有する全てのポジションを強制的に反対売買により決済するための注文を執行します。なお、銘柄によっては指標となる商品先物取引所がクローズされ、CFD価格の提示ができないことで、反対売買による決済ができない場合があります。その場合、当該銘柄の決済につきましては、ロスカット基準に抵触した時点からさかのぼった直近値を以ってポジションの決済処理を行います。

詳細につきましては、上述、重要説明事項5.【ロスカットルールリスク】をご参照下さい。

Formula CFD の手続きについて

お客さまが Formula CFD を行う際の手続きの概要は、以下の通りです。

取引の開始について

1. 契約締結における事前交付書面の確認

当社が電磁的に交付します「本取引ガイド」、「Formula CFD 取引規程」および「Formula CFD マーケットインフォメーションシート」を十分にお読みいただき、Formula CFD の概要やリスクについてご理解のうえ、ご自身の判断と責任において Formula CFD 口座開設を行ってください。

2. 口座開設について

Formula CFD を行うにあたっては、事前に当社での口座開設が必要となります。Formula CFD は、ハイリスクハイリターンのある取引であることから、最低限、以下の条件を満たしている方を口座開設における審査対象とします。その他、当社独自の審査基準を設け、お客様の保護に努めています。

①20歳以上の方

②当社から開示する事前交付書面についてご理解の上、同意された方

- ③インターネットのご利用環境が整っている方
- ④生活に支障のない範囲の資金で取引を行う方

ご注文について

Formula CFD のご注文は、すべてインターネット経由で行っていただきます。システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法によりご発注いただくことはできません。

Formula CFD では、お客さまが同じ銘柄で同じ執行条件の注文を数回に分けて発注して約定した場合、ポジションの建値は約定ごとに表示され、特定のポジションを指定した決済が可能です。指定しない場合は古いポジションから決済されます。

保有ポジションを超える数量の反対売買した場合、保有していたポジション分は返済となり、超過分は新規に売り買い逆のポジションが建つこととなります。保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分が保有ポジションから減少します。

同じ銘柄の買ポジションと売ポジションの両方を保有する両建て（りょうだて）はできません。注文画面では、新規建注文と返済注文を選択する項目はありません。保有ポジションがない場合もしくは保有ポジションと同じ売買区分の注文は新規建注文となり、保有ポジションの反対の売買を入力すると返済（決済）注文となります。

海外の商品先物取引所に上場している商品を指標とした CFD においては、「返済（決済）期限」が設けられています。当該銘柄のポジションを保有し、返済期限までに決済をされなかった場合には各銘柄の清算値によって自動的に反対売買が行なわれます。そのため、返済期限を過ぎた銘柄については、ご自身で決済をすることが出来ませんのでご注意ください。なお、自動反対売買が行われる時間等については銘柄等により異なる為、決まった時間はありません。

■注文の種類

▶成行注文

価格を指定しない注文。注文の入力後にレートの変動があった場合、約定を優先させて、その時点のレートで約定する「成行(マーケット)注文」と、注文が失効する「ダイレクト成行注文」があります。ダイレクト成行注文には、スリッページ機能があり、予め幅（ポイント）を設定しておきますと、注文発注後にレート

が変動しても、変動幅が指定した幅の範囲であれば、失効とならずに変動後のレートで約定させることができます。

▶指値注文

価格を指定する注文。買注文は「買値 (ASK)」未満で、売注文は「売値 (BID)」超で指定してください。

▶逆指値注文

「買値 (ASK)」が指定した価格以上になったら買う、または「売値 (BID)」が指定した価格以下になったら売る注文。買注文は「買値 (ASK)」超で、売注文は「売値 (BID)」未満で指定してください。

▶トレール注文

逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文。逆指値で価格指定をし、トレール指定で現在値 (買注文では「買値 (ASK)」、売注文では「売値 (BID)」) からの値幅を指定します。

▶OCO 注文

2つの注文を出しておき、一方が約定すると、もう一方が取消される注文。(One side done, then Cancel the Other の略) 「注文種類」欄で「OCO」を選択し、2つの注文を入力してください。

▶連続注文

あらかじめ入力した注文が約定した後、自動的に予約注文が執行される注文。IFD (IF DONE) 注文と IFO 注文 (IFD と OCO の組み合わせ) があります。

- IFD 注文とは、原注文と予約注文を同時に発注する注文。原注文が約定した後、あらかじめ入力した予約注文を執行します。原注文を入力後、予約注文を入力します。
- IFO 注文とは、IFD と OCO の組み合わせた注文。原注文を発注するとき同時に2つの予約注文が発注され、原注文が約定すると2つの予約注文が執行され、一方の予約注文が約定するともう一方の予約注文が取り消されます。

注文の種類、注文機能の詳細につきましては、別紙、「操作マニュアル」をご参照下さい。

取引手数料について

種別	取引手数料
NY 金 金 スポット ミニ金 スポット WTI 原油 WTI原油 スポット シカゴ コーン シカゴ 大豆等 32 銘柄	何枚お取引しても すべて無料です。

入出金・振替について

Formula CFD を行う場合には Formula CFD 取引口座への入金が必要となります。

1. 直接 Formula CFD 取引口座へご入金される場合、以下の当社指定の銀行口座へお振込み下さい。なお、毎営業日 8 時～23 時までに当社でご入金の確認ができた金額については Formula CFD 取引口座へご入金反映され、お取引を行うことができます。

■ Formula CFD 振込銀行口座

銀行名：イーバンク銀行
 支店名：サンバ支店
 口座番号：(普) 7003568
 振込先名：ドットコモディティ株式会社

2. Formula(先物)取引口座から Formula CFD 取引口座へ証拠金の振替を行う場合は、日本時間(土曜、日曜、祝日を除く)の 15 時 30 分を当日分の振替依頼の締め切り時間とさせていただきます。お客様は Formula(先物)取引口座から振替手続きをシステムにより行っていただきます。締め切り時間までに受け付けました振替依頼については、同日中にシステム上の振替手続きが終了しだい、Formula CFD 取引口座へ振替額が反映され、お取引を行うことができます。

3. Formula CFD 取引口座からの出金(振替)につきましては、NYにおいて夏時間採用時は日本時間の朝 6 時 15 分(土曜、日曜及び日本国内の祝日を除く)、冬時間(標準時間)採用時には、日本時間の朝 7 時 15 分(土曜、日曜及び日本国内の祝日を除く)を当日分の出金(振替)依頼の締め切り時間とさせていただきます。お客様は、締め切り時間までにメール・電話により「顧客コード、名前、出金(振替)金額、連絡先」をお伝え(メールの場合は記載して)いただき、出金(振替)の依頼を行ってください。

出金の場合、出金依頼の締め切りを行った日の翌営業日(翌営業日が日本国内にて祝日の場合は翌々営業日)に事前に当社に登録いただいた振込銀行口座(当社 Formula<先物>取引口座をお持ちのお客様は Formula<先物>取引口座にて登録された銀行口座、当社 Formula<先物>取引口座をお持ちでいらっしゃらないお客様は商品 CFD の口座開設お申込時に登録いただいた銀行口座)へ入金を行います。なお、1 円未満の銭単位の出金は行えません。必ず 1 円以上の振替出金の依頼をお願いします。

振替(Formula CFD 取引口座から Formula 先物取引口座への資金振替)の場合は、振替依頼の締め切りを行った日と同じ日に当社のシステム上の振替手続きが終了しだい Formula (先物) 取引口座へ振替額が反映され、商品先物取引を行うことが可能です。なお、1 円未満の銭単位の出金は行えません。必ず 1 円以上の振替出金の依頼をお願いします。

なお、出金(振替)を依頼できる金額(以下、出金(振替)可能金額)は、受入証拠金から「金融費用、手数料、確定損金、未決済ポジションの評価損、必要証拠金」を差引いた金額の範囲内となります。実際に出金(振替)される金額は、出金(振替)の依頼があった金額と当社による出金(振替)額の精査時における出金(振替)可能金額のいずれか少ない金額となります。

- 注 1) SPOT (スポット) 商品である「金 スポット」、「ミニ金 スポット」、「銀 スポット」の買付けをされた場合には、金利調整額の支払が発生しますので、振替(出金)をする際には、金利調整額分を考慮して手続きを行うようお願いいたします。
- 注 2) Formula CFD 取引口座への振替を行うことができる金額は Formula (先物) 取引口座の「返還可能額」の範囲内とします。また、Formula CFD 取引口座から出金を行う場合、Formula (先物) 取引口座に不足証拠金請求等により出金ができないことがあります。
- 注 3) 出金の際のお振込銀行口座の変更は、Formula (先物) 取引口座の取引規程に準じて行われるものとします。

注 4) NY の夏時間は、3 月第 2 日曜日～11 月の第 1 日曜日 それ以外の期間は、冬時間（標準時間）となります。

4. 当社の振込銀行口座へのお振込み手数料は、原則、お振込み人払いとさせていただきます。

租税の概要について

個人のお客様が行う Formula CFD の譲渡所得に係る利益は、雑所得として課税されます。給与収入金額が 2,000 万円以下で、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

なお、雑所得の合計が 20 万円以下であっても確定申告を要する場合があります。詳細につきましては、国税庁のホームページや最寄の税務署等にて直接ご確認下さい。

ドットコモディティ株式会社

代表取締役社長 舟田 仁

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-21-8 セラ51ビル6階

サービス・取引ルール・画面操作・口座開設その他に関するお問い合わせ

CFD カスタマーサービス：0120-318-114

メールアドレス：customer@commodity.co.jp